

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

栃木国民年金 事案 1002

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
昭和 56 年 4 月に会社を退職し、同年 6 月に A 市から実家のある B 市に戻り家業の会社の社長に就き、国民年金に再加入し保険料を納付してきた。また、申立期間当時、仕事は順調で経済的に問題は無かったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間はなく、長期間にわたり前納制度を利用し保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間についても保険料を納付していたものとするのが自然である。

また、市の回答によると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする金融機関は、当該期間当時、国民年金保険料の取扱い機関であったことが確認できるとともに、申立人が供述している納付方法についても、オンライン記録で確認できる納付方法と合致していることなどから、申立内容の信^{びょう}憑性の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

年金記録ではA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成7年2月28日とされているが、同社B事業所が閉鎖した同日まで勤務しており、同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されていると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の元同僚の証言から、申立人は当該事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録上、申立人と同様に被保険者資格喪失日が平成7年2月28日とされている複数の元同僚が所持する給与明細書によると、同年2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間において解散又は閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、オンライン記録によると、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

年金記録ではA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成7年2月28日とされているが、同日まで勤務しており、同年2月分の給与から厚生年金保険料が控除されていると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の複数の元同僚の証言から、申立人は当該事業所に平成7年2月28日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録上、申立人と同様に被保険者資格喪失日が平成7年2月28日とされている複数の元同僚が所持する給与明細書によると、同年2月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本によると、当該事業所は申立期間において解散又は閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成7年1月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

では、オンライン記録によると、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成7年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり、平成6年11月から8年7月までは59万円、同年8月及び同年9月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年8月1日まで
② 平成6年11月1日から8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から9年10月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及び②に係る標準報酬月額が当時の給与額と大幅に相違している。また、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成8年10月1日とされているが、9年9月末日まで継続して勤務していたので、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社に係る標準報酬月額は、当初、平成6年11月から8年7月までは59万円、同年8月及び同年9月は53万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月1日以降の同年10月7日付で、遡っていずれも15万円に減額訂正されており、同社に勤務していた同僚11人についても同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、当該期間は当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が確認できるとともに、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所において役員ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「当該事業所においてB事業の現場監理の業務を行っていた。」とし、元取締役及び複数の元同僚は、「申立人は、B事業を担当する現場において、標準報酬月額を訂正する権限等は無かったと思う。」と証言している上、元事業主は、「申立人の業務内容は、現場監理

であり、社会保険事務の権限は無く標準報酬月額の訂正を知る立場にもなかった。また、会社が社会保険を抜けることになったのは、社会保険料を滞納していたためであり、標準報酬月額の遡及訂正処理に係る書類は私が作成し、納得の上で押印した。当時、その事実を知る者は一人もいなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年11月から8年7月までは59万円、同年8月及び同年9月は53万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は50万円と記録されているところ、当該記録が遡って引き下げられている等の記録訂正の形跡は無く不自然な点は見当たらないことから、事業主は、オンライン記録どおりの届出を行ったものと考えられる。

また、元事業主は、当該期間当時の関係資料は全て廃棄処分済みであると回答しており、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額等を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所が平成8年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった手続を行った理由について、元事業主は、「当時、社会保険料を滞納していたためである。」と回答しており、同日以降は、当該事業所が適用事業所ではなかったことを認識していたと考えられることから、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたとは考え難い。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、平成8年10月1日付けで厚生年金保険からの切替え手続を示す記録が確認できる上、オンライン記録によると、同年10月分及び同年11月分の国民年金保険料は同年11月29日に納付されており、これ以降の毎月の保険料は、納付期限内に納付されていることも確認できる。

さらに、申立人は、当該期間について、銀行の預金通帳の写しを提出しているが、振込金額から報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認することは困難である上、元同僚は当該期間の給与明細書を所持しておらず、元事業主は、当時の関係資料は全て廃棄処分済みであると回答していることから、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 8 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月から同年 10 月まで
平成 15 年 7 月に会社を退職した後、国民年金への切替えを行った。当時は、アルバイトをするなど生活は不規則ではあったが、将来の事を考え納付漏れが生じないように保険料を納付していた。
申立期間については、コンビニエンスストアでまとめて納付したので、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、コンビニエンスストアチェーン（A社）のB市内のいずれかの店舗でまとめて納付したと主張しているが、納付したとする店舗名及び納付日についての記憶が明確ではなく、当該コンビニエンスストアチェーン本部では、「保険料を納付した店舗名、納付した日時及び納付書のバーコード番号など、納付に係る詳細な情報がなければ納付状況は調査できない。」としており、当該期間の保険料の納付状況を調査することができない。

また、市が保管する平成 19 年度（平成 18 年分）の市県民税課税台帳に記載されている社会保険料額は、オンライン記録により平成 18 年に納付したことが確認できる申立人の 17 年 10 月から申立期間の前月である 18 年 7 月までの 10 か月分の国民年金保険料と厚生年金保険の資格を取得した同年 11 月分に係る社会保険料額との合計額にほぼ一致することから、同年に申立期間に係る国民年金保険料は納付されていなかったと考えられる。

さらに、申立期間は平成 18 年 8 月から同年 10 月までの期間であるところ、国民年金保険料の収納事務は、14 年 4 月に社会保険庁（当時）に一本化されて以降、保険料収納機関での収納の際や当該機関から社会保険庁への書類等

の送付の段階において光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A所からの辞令には、B事務所（勤務地は、C事業所）での任用期間は平成 2 年 9 月 29 日までと記載されているが、申立期間も引き続き同じ職場に勤務し、同年 9 月分の給与からも厚生年金保険料が控除されているので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持するA所の任用辞令及びB事業所が保管する任用控のいずれにおいても、申立人の任用期間は平成 2 年 9 月 29 日までと記載されている上、申立人が所持する辞令には「願により本職を免ずる平成 2 年 9 月 29 日」と記載されていることから、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたとは考え難い。

また、事業主は、「申立人の申立期間当時の厚生年金保険料控除に関する資料が無く明らかではないが、任用期間は平成 2 年 9 月 29 日までとなっているので、申立人の給与から同年 9 月分の厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

さらに、事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料の控除方式は翌月控除方式であったとしているところ、申立人が所持する給与明細書によると、平成 2 年 7 月 13 日に支給された給与からは厚生年金保険料が控除されていないものの、同年 10 月 15 日に支給された給与からは控除されていることが確認できることから、同年 6 月分から同年 8 月分までの厚生年金保険料は、それぞれ同年 8 月 15 日、同年 9 月 14 日及び同年 10 月 15 日に支給された給与から控除されていたと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月 1 日から 9 年 4 月 30 日まで
ねんきん定期便の記録によると申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされているが、降給された記憶は無く、当該期間の前から 36 万円であったと思うので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、9 万 8,000 円と記録されているところ、当該記録が遡って引き下げられている等の記録訂正された形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見受けられない。

また、登記簿謄本によると A 社は平成 13 年 2 月 1 日に閉鎖されている上、元事業主とは連絡がとれず、申立期間当時の事務担当者へ照会するも回答が得られないことから、当該期間に係る申立人の給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間に係る給与支払明細書を所持しておらず、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。